

## 三条市省エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の光熱費等の抑制による経営コストの削減を促進することを目的に、省エネルギー設備の導入に要する経費に関し、予算の範囲内において三条市省エネルギー設備導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) エネルギー消費性能等 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）第149条第1項に規定するエネルギー消費性能等をいう。
- (3) 空調設備 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第2号に規定するエアコンディショナーであって、暖房の用に供することができるものをいう。
- (4) 高効率空調設備 次に掲げる空調設備であって、当該空調設備の区分に定めるトップランナー基準（法第149条第1項に規定する基準をいう。以下同じ。）の目標年度における基準エネルギー消費効率の達成率が100パーセント以上であるもの又は経済産業省が指定する団体が公表する省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）の補助対象設備一覧により指定されているものをいう。
  - ア 家庭用エアコンディショナー（直吹き形で壁掛け形のものとし、マルチタイプのもののうち、室内機の運転を個別に制御するものを除く。） 令和9年度
  - イ 家庭用エアコンディショナー（アに掲げるものを除く。） 令和11年度
  - ウ 業務用エアコンディショナー 平成27年度
- (5) 高効率照明設備 次に掲げる照明設備であって、トップランナー基準の令和2年度において適用される基準エネルギー消費効率の達成率が100パーセント以上であるもの又は経済産業省が指定する団体が公表する省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）の補助対象設備一覧により指定されているものをいう。
  - ア 昼光色、昼白色及び白色のもの
  - イ 温白色及び電球色のもの
- (6) 地中熱利用設備 地中熱を空調設備等に利用するための設備をいう。
- (7) 省エネルギー設備 高効率空調設備、高効率照明設備又は地中熱利用設備を取り入れた空調設備その他市長が認める設備をいう。

(8) パートナーシップ構築宣言 事業者がサプライチェーン全体の付加価値向上及び大企業と中小企業の共存共栄を目指し、発注者側の立場から、代表権のある者の名前で宣言するものであって、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び経済産業大臣により令和2年5月18日に開催された第1回「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において導入が決定されたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に事業所を有しており、当該事業所において常時使用する従業員の数が1人以上であること。（労働基準法（昭和22年法律第49号）第116条第2項の規定により同法の規定を適用しないものを除く。）
- (2) 中小企業庁が依頼する団体が運営するパートナーシップ構築宣言ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）にパートナーシップ構築宣言を登録していること。
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する中小企業者にあつては、補助対象者としなない。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（中小企業を除く企業をいい、日本国内に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない企業を含む。以下同じ。）の所有に属している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資金額の総額が前3号に該当する法人の所有に属している中小企業者
- (5) 第1号から第3号までに該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中小企業者の市内の事業所内において行う次に掲げる事業とする。

- (1) 既存の空調設備をよりエネルギー消費性能等の優れた高効率空調設備に入れ替える事業
- (2) 既存の照明設備をよりエネルギー消費性能等の優れた高効率照明設備に入れ替える事業
- (3) 既存の空調設備その他市長が認める設備（以下この号において「既存設備」とい

う。)を地中熱利用設備を取り入れた設備(当該既存設備と同種のものに限る。)に入れ替える事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業に該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 既存の省エネルギー設備を入れ替える事業
- (2) 既存の設備の設置箇所とは異なる部屋等に新たに設置する事業
- (3) 故障その他の事由により現に稼働できない既存の設備を入れ替える事業  
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、市長が特に認める場合を除き、補助対象経費としない。

- (1) 足場の設置費及び撤去費
- (2) 既存の設備の劣化等に伴う修繕に係る経費
- (3) 既存の設備の廃棄又は処分に係る経費
- (4) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が自ら施工する工事等に係る経費
- (5) 補助対象事業に係る土地の取得費及び賃借料
- (6) 振込手数料
- (7) 消費税及び地方消費税相当額
- (8) この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける経費  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、200万円を上限とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、市長が指定する日までに、三条市省エネルギー設備導入促進補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 開業届出書又は直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し(個人事業主に限る。)
- (2) 法人の定款又は登記事項証明書(法人に限る。)
- (3) 建物の所有者を確認できる書類
- (4) 賃貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書(自己の所有する建物でない場合に限る。)

- (5) 補助対象事業に係る見積書及び明細書の写し
  - (6) 補助対象事業に係る製品の仕様書、カタログ等の写し
  - (7) 導入する省エネルギー設備について、入替え前の既存の設備と比較してエネルギー消費性能等が優れていることを証する書類
  - (8) ポータルサイトに登録したパートナーシップ構築宣言
  - (9) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することを決定した場合にあっては三条市省エネルギー設備導入促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては三条市省エネルギー設備導入促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、三条市省エネルギー設備導入促進補助金変更等申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、市長が定める日までに三条市省エネルギー設備導入促進補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は工事注文書及び注文請書の写し
- (2) 補助対象事業に係る支払が確認できる書類及びその明細の写し
- (3) 工事完了写真（工事の施工前、施工後及び内容が確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、三条市省エネルギー設備導入促進補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

設備費	省エネルギー設備の購入又は購入した省エネルギー設備の運搬、調整、据付け等に要する経費として市長が認めるもの
工事費	省エネルギー設備の設置工事に要する経費又は既存の設備の撤去に要する経費として市長が認めるもの
その他	その他市長が必要と認める経費